

在仏日本商工会議所正会員対象「アズイズ会」会則

第一条 目的

本会は在仏日本商工会議所会員相互のゴルフを通じた交流によって、それぞれの仏国における生活を、より健康かつ豊かで実り多いものとする事をその目的とする。本会はこの目的のために、ゴルフのみならず各種の交流会も企画する。

第二条 名称

本会の名称は、「アズイズ会」とする。

第三条 会員資格および入会手続き

本会の目的を理解し、特に本第三条、第四条の各条件を満たすと自ら判断する者で、会員の紹介、推薦を受けたものは、代表世話役に対して入会申込書を提出する事によって、原則として自動的に入会となる。

- (1) 原則として、在仏日本商工会議所の正会員企業、公的機関の代表者またはそれに準ずる者。但し、本会会員として登録され、在籍した会員が代表者またはそれに準ずるポストを離れても、会員資格は喪失せず、本人が退会を希望しない限り、パーマナント・メンバー（Membre Permanent）として継続することが出来る。
 - (2) ゴルフ愛好家である事。
 - (3) ゴルフおよびゴルフを通じた会員相互の交流によって、より健康でより心豊かな生活の確立を目指す者である事。
 - (4) 反社会的勢力、非合法勢力と一切の係わりを持たぬ者である事。
- 尚、入会手続き完了後、本大会に参加する前に、可能な限り世話役と一緒に歓迎ラウンドとして一度プレイする事。

第四条 会員倫理規定

- (1) 本会会員は、一ゴルフ愛好家として、あくまでその個人的、私的立場において本会に所属しているものであり、各会員の職業、所属企業、組織等は本会、及びその会員の平等性に一切の影響を与えるものではない。
- (2) 本会会員は、本会の設立目的にのっとり、より健康で快適な生活の確立を目指し、日々の私的生活においても相互に思いやりを示し、お互いの立場を尊重しあう事を心掛けなければならない。
- (3) 本会会員は、ゴルフを通じた相互の交流において、常時ゴルフの基本精神であるところのジェントルマンシップに立脚しなければならない。具体的には、以下の5項目を会員間における約束事にしなければならない。
 1. 人のプレイに干渉してはならない。沈黙を守ること。
 2. 自分には厳しく、他人には優しくすること。
 3. いかなる状況に遭遇しても、己の有利に振舞ってはならない。
 4. 己の良心に照らして、ありのままにプレイすること。

5. 対戦相手は自分であること。
- (4) 本会会員相互間のトラブルについては、各会員個人の問題として、各会員が個別にその解決にあたる事とし、本会はもとより商工会議所も一切関与しない。ただし、会員資格と条件を満たしていないと疑われるものが出た場合、世話役は各委員と相談し、最適と判断される措置を講じる。

第五条 その他

- (1) 本会の規則改定については、世話役が各会員の意見を参照の上、世話役の判断に基づき随時改訂出来るものとし、その内容は各会員に通知するものとする。
- (2) 会則に定めなき事項については、ジェントルマンシップに従い、決定することとする。